公益社団法人　日本分析化学会協議会・委員会等規程

Ref.No.A004A

第1 章　総　　則

（総則）

第１条　細則第 25 条及び第 26 条による協議会・委員会等は、特別の規程のない場合、本規程の定めるところによる。

（協議会・委員会の種別及び任務）

第２条　本会に設置する協議会は、次に掲げるものとし、本会の事業及び運営に関して理事会が付託する会務の処理、あるいは諮問事項についての答申を行う。

１）本部活動協議会

２）組織運営協議会

３）学術振興協議会

４）学術会合協議会

５）社会活動協議会

６）会員・広報協議会

２．本部活動協議会は、理事会、本部支部連絡会などの業務を行う。

３．組織運営協議会は、総務・経理・人事など法人としての本会の運営に関する業務を行うほか、管轄が定まらない事項についての対処を検討する。

４．学術振興協議会は、会誌・図書などの発刊による研究成果の公開と研究業績の表彰などを通して学術の振興に関する業務を行う。

５．学術会合協議会は、年会・討論会・国際会議等の会合を担当し、研究成果の公開、国際化推進及び研究者・技術者の相互支援に関する業務を行う。

６．社会活動協議会は、産官学連携、分析化学を担う個人や機関の技術能力向上、信頼性向上の支援および分析技術の標準化を推進する業務を行う。

７．会員・広報協議会は、本会の方針・計画・活動・成果などを展示、冊子、Web 等により学会内外に向けて広報するとともに、会員・広告の獲得及び会員サービスの向上を図る業務を行う。

第３条　協議会議長は、その業務を実行するための委員会を設置することが出来る。委員会は付託された業務を適切に執行し、協議会議長はこれを指導・管理する。

第４条　委員会は、必要に応じて小委員会を置くことができる。

第５条　協議会は、限られた期間内に特定の問題を取扱う場合、期間を定めて臨時委員会を設置することができる。

（設置及び廃止）

第６条　協議会、委員会は、理事会の議決を経て設置又は廃止するものとする。

２．協議会に属する委員会が小委員会を設置する場合は、小委員会の名称、小委員長、対象と

する事業内容、規模、設置予定期間及び予算を明記して所属する協議会に申請し、事前承認を得るものとする。又、解散する場合は、協議会へ届出る。なお、理事会は協議会に対して、所属する小委員会の改廃を指示することが出来る。

3．臨時委員会の設置は、委員会の名称、対象とする特定の問題、設置予定期間を記して理事会に申請する。設置は、理事会の事前承認が必要だが、緊急な場合は会長の事前承認で立上げ、最初の理事会で事後承認を得ることが出来る。又、解散する場合は、理事会へ届出る。

（メンバーの委嘱と任期）

第７条　協議会の議長は、会長、または担当副会長とする。

2．議長の任期は役員の職にある２年間とするが、特別な事情の場合、会長は理事会の承認を得て暫定措置を取ることができる。

3．協議会議長は、会長と協議の上、業務の内容を考慮して正会員の中から協議会メンバーを委嘱する。なお、理事は複数の協議会メンバーになることが出来る。

4．任期はその議長の在任期間であるが、重任は妨げない。

5．協議会議長は必要に応じて副議長・幹事を置くことが出来る。

第８条　委員会の委員長は、当該協議会の議長が、前任委員長等と協議して正会員の中から適任者を選任し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

2．委員長の任期は２年とする。再任は可能だが、連続する場合は原則として２期までとする。又、任期が満了しても後任委員長が就任するまでは、その任務を行うものとする。臨時委員会の委員長は、年度をまたがっても交替しないことがある。

3．委員会の委員は、特に定めない場合、委員長が支部等のバランスを考慮して、正会員の中から選任し、協議会の了承・理事会の承認を得て、協議会議長が委嘱する。但し、特別の事情がある場合は、非会員を委嘱することができる。委員の任期は２年とする。再任は可能だが、連続する場合は原則として２期までとする。委員長は毎年第６回理事会までに次年度の委員会メンバーを協議会議長を通じて理事会に提出し承認を受けなければならない。

4．委員会委員長は必要に応じて副委員長・幹事を置くことが出来る。

5．委員等の任期を考慮する場合、委員長および委員の在任期間はそれぞれ別のものとし、通算しては考えない。

第９条　小委員会の委員長及び副委員長は委員会及び理事会の承認を得て会長が委嘱する。

2．小委員会の委員長の任期は、委員会委員長と同様とする。

3．小委員会の委員は、委員会の委員長が、小委員会の委員長と協議して、その対象とする事業に精通した者を選任し、委員会の承認を持って委員長が委嘱する。委員の任期は、委員会委員と同様とする。

（活動と報告）

第 10 条　協議会は当該議長が招集する。委員会・小委員会は当該議長または委員長が招集する。

なお、委員会委員長委嘱後の年度最初の委員会は協議会議長が、小委員会では協議会議長または委員会委員長が招集するが、協議会議長は委員会または小委員会の招集を委員会委員長に委譲できるものとする。協議会議長は協議会・委員会・小委員会それぞれに，また委員会委員長は委員会・小委員会それぞれに，必要に応じてオブザーバーを参加させることができる。

第 11 条　協議会議長は協議会の内容を企画戦略会議及び理事会に報告する。

２．協議会議長は、所定日までに次年度の活動計画案と予算案を事務局に提出し、理事会の承認を得なければならない。

３．委員会委員長は委員会開催後、その内容を所属する協議会に報告しなければならない。小委員会委員長も同様に親委員会に報告しなければならない。議事録は公開とする。ただし特別の事情がある場合には、協議会の承認により非公開とできる。

（協議会・委員会の規程等）

第 12 条　協議会・委員会は理事会の承認を持って、各々規程類を定めることが出来る。

（ほか）

第 13 条　本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附則　2009 年 12 月 21 日　日本分析化学会協議会暫定規程 2007.4.13 の改訂による制定。

２．A005 日本分析化学会委員会規程 2007.6.15 を廃止する。

2026 年 3 月現在の委員会は下記のものである。

１）本部組織協議会に属する委員会

理事会、本部・支部連絡会議、名誉会員推薦委員会、次期会長推薦委員会、選挙管理委員会、倫理委員会、危機管理委員会

２）組織運営協議会に属する委員会

財務委員会、職員人事委員会、

３）学術振興協議会に属する委員会

ぶんせき編集委員会、分析化学編集委員会、Analytical Sciences 編集委員会、学会賞・学会功労賞等審査委員会、奨励賞・技術功績賞審査委員会、先端分析技術賞審査委員会、女性 Analyst 賞審査委員会、有功賞審査委員会、論文賞審査委員会、出版企画委員会、教材開発委員会

４）学術会合協議会に属する委員会

年会・分析化学討論会運営委員会、年会実行委員会、分析化学討論会実行委員会、国際交流委員会、研究懇談会連絡会議、若手交流会

５）社会活動協議会に属する委員会

標準物質委員会、技能試験委員会、分析士認証委員会、産官学連携委員会、産業界シンポジウム企画運営委員会、分析イノベーション交流会

６）会員・広報協議会に属する委員会

会員管理委員会、広報委員会

2019年12月17日一部改定
2022年6月29日一部改定
2026年3月27日一部改定、2026年7月8日A改定